

公共工物品質確保に関する議員連盟総会

(平成十九年度第四回)

平成二〇年三月十三日(木)

十四時三〇分から

自由民主党本部 七〇二号室

議 事 次 第

一 開 会

一 公共工物品質確保に関する

当面の対策について(案)

一 質疑応答

一 閉 会

公共工物品質確保に関する議員連盟役員

平成二十年三月十三日現在

会長

衆議院議員

古賀 誠

会長代理

衆議院議員

逢沢 一郎

副会長

衆議院議員

中川 秀直
市衛 孝男
藤井 一朗
藤川 孝男

参議院議員

幹事長

衆議院議員

根本 匠

事務局長

衆議院議員

菅 義偉
脇 雅史

参議院議員

常任幹事

衆議院議員

(制度検討部会長)

岩永 一峯
金子 義孝
桜田 玄一
佐田 紀三郎
渡海 信秋
藤 秋郎

参議院議員

公共工事品質確保に関する建設省は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」施行後の
年を経過する2008年4月に向けて公共工事の品質を向上させるため、関係省庁、関係業界団
体、地方公共団体、学識経験者からなるワーキンググループ、現地調査を行った。

現状認識

建設産業は我が国のGDPの10%（2005年）を占める基幹産業であるというわり、地方にお
ける経済・雇用、あるいは地域の活力を左右する重要な産業である。

我が国の建設投資は、1990年代に政府投資と民間投資をあわせ約8兆円のピークに達し
た後2007年度までに縮小し投資額がピーク時の約6割程度まで落ち込んでいる。

従来、建設産業はマーケットの成長に伴い長期的な取引関係が培われてきたが、この急激な市
場環境の変化により、市場規模に比し業者数・従業員数が多い供給過剰状態が顕著化してしま
い、過度な低価格競争が激しく発生している。

一方、多発する談合事件等を踏まえ、各業種において入札契約制度改革が進められ、昨年
12月の全国知事会の緊急提言を受け一級競争入札制度の導入が進められているが、本来一体と
して実施すべき総合評価の導入が進んでいない状況であり市場の混乱が懸念される。

これまでの価格をめぐる競争により、技術と経営に優れた優良企業が淘汰され、技術者の育成や
設備投資を行わない企業が主を占めるなど、大きな問題が生じ始めている。

事実、2007年度の10月までの建設企業の倒産件数は既に334の社にも達し、地域経済
に大きな影響を及ぼしており、地方公共団体の公共事業費が急激に削減されている地方部におい
て顕著である。各地に技術力を有する優良企業の倒産が相次いでいるが、公共工事の品質を確
保し、災害時に応動を期待される企業数が減少するといった公債の観点からも憂慮すべき事態であ
る。

また、過度な低価格競争の結果として、建設産業の環境を改善する課題である労働企業や個
人事業主が、労働条件の悪化や安全対策の不徹底、近年圖の新技術開発投資の減少など、厳しい環
境を強いられている。これは公共工事の品質の低下や建設産業全体の技術力の低下を招き起
し、中長期的な品質・技術力の低下が懸念される。

これらの結果、建設産業を通じて形成される社会資本は、現在、そして将来にわたる品質が低
下する危機的状況に陥り、国民の安全・安心を確保するに十分な能力を有しているため、公共工
事の品質を確保するために根本的な対策を講じる必要がある。

この現状を鑑み、すべての競争機関が総合評価の導入・適用拡大により価格と品質が総合的に
優れた調達を行うことが必要である。

公共工事の品質確保に関する提言

すべての公共工事発注者は、調査設計、工事施工、維持管理の全体を通じ、価格及び品質が総合的に優れた調達となされるものとするため、既に国民にとって価値の低いものを追求するものの徹底を図る必要があるため、以下の項目について提言する。

Ⅰ. 総合評価の徹底

- (一) すべての発注者は、適切な評価手法に基づいて総合評価による契約の導入を徹底する。
- (二) 特に、一般競争を実施する場合、適切な参加条件を設定する。また、当然、総合評価を実施する。
- (三) 地方公共団体は、総合評価に際し、低入札価格調査の失格基準、あるいは最低制限価格を併用する。
- (四) 国・都道府県は、体制が脆弱な市町村等が総合評価を導入できるような公共発注者相互の協議体の設立や総合評価項目及び手続等の簡素化、事務費の助成等の支援策を強化する。

Ⅱ. 不良不適格業者の排除、地域産業育成、下請企業等へのしわ寄せ防止

- (一) すべての発注者は、不良不適格業者の排除、地域に貢献する地元企業の実績等の確保、下請企業や技能労働者へのしわ寄せ防止のための適切な対策を実施する。
- (二) 予定価格や最低制限価格等の事前公表は、経営能力や施工能力がなり業者の参入を促すことになり、むしろ異質した投札となる。

Ⅲ. 契約等の仕様の排除、タフ仕向の防止

- (一) 地方公共団体は、しわよるおけりをたわなう。
- (二) すべての発注者は、競争性の適切な取組を図るよう、予定価格を作成する。また、設計変更を適切に実施する。
- (三) 低入札価格調査の失格基準及び最低制限価格は、競争項目に設定する等適切なため、しわよるタフ仕向の防止を図る。
- (四) すべての発注者は、品質確保を図るため、検査・工事成績評定等を適切に実施する。

Ⅳ. 不当廉売・不公正取引等に対する監視の強化

公正取引委員会、建設業許可部局及び発注者は、低価格競争の不当廉売、不公正取引等に対する監視を強化する。

政府において以上を実施するため、体制の整備について検討する。また、工程表を早急に作成し、速やかに取り組みを実施する。ことを求める。

平成十九年十二月十七日

公共工事品質確保に関する懇話会

会長 田嶋 誠

公共工事の品質確保に関する当面の対策について

(案)

平成 20 年 〇 月 〇 日
公共工事の品質確保の促進に関する
関係省庁連絡会議

公共工事は、現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有している。

昨今の公共工事を取り巻く環境は、公共投資の減少等に伴い建設業の競争が激化するなど大きく変化している。この結果、国土交通省直轄工事の平均落札率が平成17年度以降急激に低下するなど、過度な低価格入札、いわゆるダンピング受注が近年増加しているところであり、昨今の原油高騰とも相まって、公共工事の品質確保等に懸念が生じ、ひいては瑕疵の発生や、維持補修費用の増嵩などによるライフサイクルコストの増大にもつながることとなる。また、下請業者や建設労働者へのしわ寄せの存在も明らかとなっているところである。

政府としては、これまでも公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、品確法という。）に則り総合評価方式の拡充、ダンピング受注への対策に取り組んできたところである。

しかしながら、公共工事の品質確保を実現するための総合評価方式の普及が地方公共団体では遅れていること、不良不適格業者の存在、地元優良業者の淘汰、下請企業等へのしわ寄せ等の問題が指摘されており、これらの問題に対して総合的な対策を打ち出すことが喫緊の課題となっている。また、今後、老朽化した社会資本ストックの急速な増加が想定される中、総合的なコスト縮減を図りつつ、維持管理の段階においても品質を確保していく必要がある。

このため、政府一体となって、以下の基本方針の下、必要な対策を迅速に進めることとする。

1. 総合評価方式の徹底

(1) 国の調達

- ①平成20年度以降に新規に発注する公共工事において、原則総合評価方式を実施する。
- ②毎年度の総合評価方式の実施状況を公表する。
- ③調査設計業務等においても平成20年度早期に総合評価方式を本格導入する。

(2) 地方公共団体の調達

- i) 地方公共団体において工事の品質を確保するための取組が行われるよう、あらゆる機会を通じて以下の施策を推進する。
 - ①品確法遵守が発注者の責務であることの周知徹底
 - ・国庫補助事業については、平成20年度以降、交付決定時に品確法遵守についての条件を付すことを原則とする。
 - ②総合評価方式の導入・拡大
 - ・地方公共団体における毎年度の総合評価方式の実施目標とその達成状況の公表を促進する。
- ii) 総合評価方式の導入・拡大に向け、以下の施策など、各種支援を図る。
 - ①地方公共団体向け総合評価実施マニュアルの改定（今年度中）
 - ②発注者支援技術者制度の全国統一化（平成20年度中）

2. 不良不適格業者の排除、地場産業育成、下請企業等へのしわ寄せ防止

(1) 国の調達

- i) 不良不適格業者の排除を図るため、以下の施策を講じる。
 - ①平成20年度中に企業・技術者のデータベースに工事成績を追加する。
 - ②発注者ごとに所有している企業・技術者のデータベースの相互利用に向けて検討する。
 - ③平成20年度より少なくとも政府調達協定対象工事については原則入札ボンドを導入するとともに、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が適用又は準用される特殊法人等。以下同じ。）及び地方公共団体と連携して入札ボンドの拡大を図る。
- ii) 地場産業育成を図るため、以下の施策を講じる。
 - ①平成20年度より下位等級業者の上位等級工事への参入機会を順次拡大する。
 - ②引き続き、適切に地域要件を設定する。

- ③様々な地域貢献の評価のあり方について、関係団体等と連携して検討を行う。
- ④地元企業を下請業者とする場合等へインセンティブを付与すべく、具体的な検討を行う。

iii) 下請企業等へのしわ寄せ防止を図るため、以下の施策を講じる。

- ①下請企業の能力を適切に評価するため、平成20年度より専門工事部分についての評価を行う総合評価方式を順次導入・拡大する。

(2) 地方公共団体の調達

- ①予定価格等の事前公表は、積算能力のない業者の参入を助長すること等から、予定価格等の事後公表への移行を促進する。
- ②予定価格等の事前公表を行う地方公共団体に対して、その理由を公表することを求める。
- ③地方公共団体における適切な地域要件の設定、入札ボンドの導入・拡大を促進する。

3. 契約等の片務性の排除、ダンピングの防止

(1) 国の調達

- ①平成20年度より予定価格の作成に見積もりを活用する積算方式を導入・拡大するなど、実勢価格を予定価格に一層反映させる。
- ②所要の経費が計上されるよう、早期に低入札価格調査基準価格の見直しを図る。
- ③低価格受注による工事の品質低下の防止を図るため、施工体制確認型総合評価方式・特別重点調査の導入・拡大を図る。
- ④調査設計業務等についても工事に準じて低入札価格調査等の低価格受注対策を実施する。
- ⑤円滑かつ速やかな工事代金の関係者間の支払いを確保するため、
 - ・平成20年度中に出来高部分払い方式を順次導入・拡大するとともに、
 - ・あわせて、施工プロセスを通じた検査を順次導入・拡大する。
- ⑥適切な設計変更・支払いを実施するため、
 - ・各発注者が連携して平成20年度中に、設計変更ガイドライン等を取りまとめる。
 - ・発注者の事由に基づく工事一時中止等への対応として、工事現場の維持等に要する費用の適切な計上に資するガイドラインを作成する。
- ⑦設計思想の伝達及び情報共有、問題解決の迅速化を図るため、平成20年度より三者会議やワンデーレスポンスを順次導入・拡大する。

(2) 地方公共団体の調達

- ①地方公共団体における予定価格や低入札価格調査基準価格などの適切な見直しを促進する。
- ②所要の経費が計上されるよう、国において見直された後の新しい低入札価格調査基準価格について、地方公共団体への普及促進を図る。
- ③最低制限価格制度の活用や、総合評価方式を実施する際における低入札価格調査と価格による失格基準の併用を促進する。

4. 特殊法人等の調達

特殊法人等において、上に掲げる国の調達における取組と同様の取組が講じられるよう、関係府省は所要の指導等を行うものとする。

5. 不当廉売・不公正取引等に対する監視の強化

- ①公正取引委員会は各発注者と連携し、低入札価格調査の対象となった工事等について情報を収集した上で、所要の調査を実施し、問題となる行為が認められた場合には厳正に対処する。
- ②国土交通省は、不当に低い請負代金の禁止等に係る「建設業法令遵守ガイドライン」の周知徹底を引き続き実施し、不公正取引等に対する監視を強化する。
- ③建設業法違反に関する通報窓口として設置された「駆け込みホットライン」について、建設業団体等関係事業者への周知徹底を引き続き実施する。

6. 情報の共有のための体制整備

- ①上記に掲げた施策が効果的に機能するよう、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者間の連絡調整を図るため、地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置する。
- ②施工段階での受注者からの様々な苦情を関係者間で処理するための体制を整備する。

総資本経常利益率赤字企業数(東日本)

都県	調査対象 企業数	総資本経常利益率 赤字企業数	全体に占める 比率
東日本	28,881	8,280	28.7%
東京	2,169	425	19.6%
青森	906	208	23.0%
岩手	1,016	344	33.9%
宮城	1,190	459	38.6%
秋田	667	198	29.7%
山形	765	228	29.8%
福島	1,151	385	33.4%
茨城	1,507	417	27.7%
栃木	1,139	306	26.9%
群馬	1,107	316	28.5%
埼玉	1,454	369	25.4%
千葉	1,262	233	18.5%
神奈川	2,463	665	27.0%
山梨	876	321	36.6%
長野	1,092	391	35.8%
新潟	1,475	368	24.9%
富山	825	265	32.1%
石川	935	239	25.6%
福井	901	227	25.2%
静岡	1,943	668	34.4%
愛知	1,666	490	29.4%
岐阜	1,215	432	35.6%
三重	1,157	326	28.2%

都道府県の平均落札率(平成18年度)

発注機関	平均落札率	発注機関	平均落札率	発注機関	平均落札率
北海道	93.5%	長野県	80.4%	岡山県	91.1%
青森県	93.2%	富山県	94.8%	広島県	90.3%
岩手県	84.6%	石川県	94.5%	山口県	89.7%
宮城県	82.6%	岐阜県	92.0%	徳島県	83.2%
秋田県	89.4%	静岡県	90.4%	香川県	94.5%
山形県	88.7%	愛知県	92.7%	愛媛県	91.4%
福島県	93.0%	三重県	84.3%	高知県	91.6%
茨城県	93.7%	福井県	92.9%	福岡県	93.1%
栃木県	87.0%	滋賀県	81.2%	佐賀県	89.7%
群馬県	91.8%	京都府	90.4%	長崎県	89.3%
埼玉県	92.2%	大阪府	84.3%	熊本県	95.1%
千葉県	95.0%	兵庫県	87.4%	大分県	89.7%
東京都	86.4%	奈良県	91.4%	宮崎県	93.3%
神奈川県	91.7%	和歌山県	88.6%	鹿児島県	95.6%
新潟県	91.5%	鳥取県	92.6%	沖縄県	90.1%
山梨県	94.8%	島根県	94.2%		

※平成18年度の平均落札率は単純平均(落札率の総合計÷入札件数)で算出。

※発注機関によっては、ホームページ等で公表している数値が加重平均(契約価格の総合計÷予定価格の総合計)で算出している場合があるため、本資料と数値が異なる場合がある。

東北地方のある県の建設業協会各支部長会社の経営状況

(単位:千円)

支部長会社	完成工事高 (平成18年)	完成工事高 (平成19年)	平成18年 当期利益	平成19年 当期利益
A社	982,000	961,000	11,000	-14,000
B社	269,000	381,000	-1,000	-2,000
C社	646,000	327,000	1,000	-125,000
D社	866,000	735,000	1,000	-132,000
E社	442,000	704,000	-3,000	2,000
F社	638,000	915,000	2,000	-124,000
G社	1,032,000	1,695,000	10,000	7,000
H社	1,126,000	1,178,000	2,000	-67,000
I社	578,000	1,499,000	2,000	19,000

注)百万円単位で丸めている

本社所在地別総資本経常利益率の平均値（建設業）

		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
北海道		3.5	4.1	3.5	4.2	1.8	2.9
青森県	旧手法	2.29	2.18	1.80	1.44	1.12	
	新手法					-0.38	-0.37
岩手県	旧手法	1.86	1.70	1.78	1.29	-0.12	
	新手法					-2.94	-1.52
宮城県	旧手法	1.07	0.93	0.81	0.86	-0.04	
	新手法					-1.84	-2.08
秋田県	旧手法	2.24	2.18	2.10	1.32	0.65	
	新手法					-0.54	-1.08
山形県	旧手法	1.90	1.47	1.46	1.26	0.30	
	新手法					-1.22	-0.60
福島県	旧手法	1.13	1.20	1.37	0.66	0.28	
	新手法					-1.41	-0.78
茨城県	旧手法	1.21	1.49	0.79	1.33	0.42	
	新手法					-1.23	-0.65
栃木県	旧手法	1.22	1.66	1.36	1.35	0.49	
	新手法					-0.99	-0.60
群馬県	旧手法	0.97	0.89	0.98	1.04	0.77	
	新手法					-0.56	-0.67
埼玉県	旧手法	1.39	1.45	1.28	1.72	1.23	
	新手法					0.04	-0.13
千葉県	旧手法	1.53	1.79	1.74	1.49	1.51	
	新手法					0.93	0.53
東京都	旧手法	1.02	1.48	1.43	1.49	1.25	
	新手法					0.56	0.71
神奈川県	旧手法	1.16	1.33	1.24	1.46	0.98	
	新手法					-0.53	-0.27
新潟県	旧手法	1.71	1.51	1.48	1.46	1.64	
	新手法					1.03	0.95
山梨県	旧手法	1.20	1.62	1.42	1.47	0.61	
	新手法					-1.74	-2.57
長野県	旧手法	2.67	2.49	0.23	0.60	-0.26	
	新手法					-2.26	-0.75
富山県	旧手法	2.08	2.02	1.53	1.70	0.93	
	新手法					-0.28	-0.63
石川県	旧手法	2.57	2.50	2.28	2.01	1.64	
	新手法					1.05	0.37
岐阜県	旧手法	1.61	1.57	1.09	0.91	0.65	
	新手法					-0.35	-0.96
静岡県	旧手法	1.17	1.62	0.86	1.38	0.29	
	新手法					-1.93	-1.13
愛知県	旧手法	1.48	1.37	1.18	1.26	1.18	
	新手法					0.46	0.10
三重県	旧手法	2.37	2.01	1.15	1.16	1.55	
	新手法					0.50	-0.55
福井県	旧手法	1.62	1.50	1.90	2.02	1.72	
	新手法					1.46	0.50

※ 対象企業の経常利益率を単純平均したもの。但し、北海道のみ加重平均で算出。

※ 東日本分については、H18年度分より算出方法を変更。

比較のため、H17年度分を新手法で計算した結果を下段に記載。

旧手法：経常利益率が平均値より大きく離れている企業は集計対象から除外。

新手法：経常利益率が上下1%の企業は集計対象から除外。

本社所在地別総資本経常利益率の平均値（建設業）

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
滋賀県	2.65	1.69	2.75	0.98	5.00	0.10
京都府	4.44	3.77	2.89	2.79	2.29	1.60
大阪府	2.08	1.67	1.75	1.63	1.33	1.45
兵庫県	2.03	1.82	1.77	2.13	2.58	1.64
奈良県	4.50	3.40	4.06	3.22	2.78	2.23
和歌山県	2.34	1.86	2.04	1.20	1.64	0.20
鳥取県	4.14	3.17	1.86	1.61	0.42	-0.05
島根県	2.80	2.48	1.74	1.24	0.28	0.28
岡山県	2.71	3.04	2.40	2.26	2.18	1.05
広島県	1.74	1.43	1.21	0.55	0.62	0.30
山口県	1.79	1.37	0.76	1.76	1.63	1.37
徳島県	2.13	1.27	-0.09	-0.20	0.39	-0.67
香川県	1.13	2.49	0.90	1.38	1.50	0.96
愛媛県	0.81	0.81	0.19	-0.17	-0.14	-0.64
高知県	3.08	2.41	1.16	1.34	0.01	-0.03
福岡県	2.55	2.62	2.36	2.73	2.32	2.31
佐賀県	1.81	4.20	0.58	3.85	0.71	1.87
長崎県	2.21	1.99	1.86	1.78	1.19	1.06
熊本県	3.70	3.99	2.83	3.23	2.16	1.96
大分県	2.21	2.37	2.17	2.14	2.13	1.33
宮崎県	3.26	3.60	2.60	2.71	2.75	2.34
鹿児島県	2.99	3.41	1.99	3.06	1.30	2.19
沖縄県	4.36	7.38	2.53	7.04	1.62	5.15

※ 西日本の集計方法

経常利益率が平均値より大きく離れている企業は集計対象から除外。

資料：北海道建設業信用保証株式会社

東日本建設業保証株式会社

西日本建設業保証株式会社

からの資料をもとに作成

記者発表資料
平成20年2月12日
社団法人 横浜建設業協会
事務局長 佐藤 明
TEL 045-201-9521

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

横浜市の公共工事は平均6%の損失、55%は赤字工事！！

～低価格競争へ誘導する予定価格事前公表の廃止と最低制限価格の引き上げを～

—横浜建設業協会の横浜市公共工事コスト調査の概要—

横浜市の公共工事の入札における低価格受注競争の実態を明らかにするため、平成16年度から平成18年度までの3年間に横浜市が発注した公共工事に要した費用を詳細に調査・分析し、建設工事費分析調査報告書にまとめました。

- * 落札率は年々減少傾向。平成18年度の平均落札率は86.9%、採算割れしないラインである実行金額率より4.8%も低い。
- * 最低制限価格率は採算ラインである実行金額率と20%の格差がある。
低すぎる最低制限価格が落札率を押し下げる一因となっている。
- * 公共工事の収益は年々悪化、平成18年度の損益率はマイナス5.8%であった。
最低制限価格制度を採用した条件付一般競争入札は損益率が低くなりやすい。
- * 赤字工事の割合は年々増加、平成18年度は55%が損益率0%未満。
- * 収益の悪化をもたらす低価格競争を防止するため、予定価格事前公表の廃止および最低制限価格の引き上げを行い、低入札誘導型の入札制度を抜本的に改善するよう要望します。

[調査概要]

- ① 調査対象工事件数 883 件
*平成 16～18 年度横浜市発注の公共工事（土木、ほ装、建築、上水道）5,643 件より無作為抽出により選定
- ② 調査実施時期 平成 19 年 8 月～9 月
- ③ 調査票の発送件数 883 件（会員企業 261 社、非会員企業 150 社）
- ④ 回収件数 389 件（44.1%）
- ⑤ 有効データ件数 371 件
- ⑥ 調査実施機関 財団法人 経済調査会

[調査結果]

落札率と損益率は、平成 16 年度から平成 18 年度で全体的に減少傾向であった。

図 1 と図 2 より、各年度計の落札率と損益率は減少傾向であることが確認できた。

落札率は平成 18 年度が 86.9%で平成 16 年度より 4.2 ポイント減少した。

損益率の減少幅のほうが落札率の減少幅より大きく、平成 16 年度から 18 年度にかけて、-2.3%、-3.8%、-5.8%と減少を続け、平成 18 年度の減少幅は平成 16 年度の倍以上に拡大している。

図 1 落札率の推移

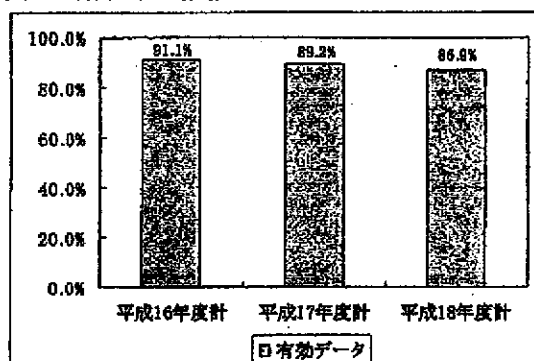
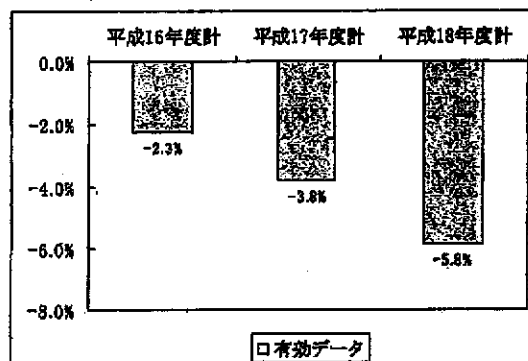


図 2 損益率の推移



損益率の算出式

$$\text{損益率}(\%) = \frac{\text{最終契約金額} - \text{最終実行金額}}{\text{最終契約金額}} \times 100$$

損益率 0%未満の工事の割合は増加傾向にある。

損益率 0%未満の割合は、年度計別でみると、平成 16 年度計では 50%未満であったが、平成 17 年度計と平成 18 年度計は 50%以上となり、赤字工事の割合が拡大した。

工事種類別では、平成 16 年度計は上水道、平成 17 年度計と平成 18 年度計は建築が損益率 0%未満の割合が高い。

表 1 損益率 0%未満の割合

工事種類	平成16年度	平成17年度	平成18年度
土木	42.4%	55.2%	48.6%
ほ装	41.4%	36.8%	46.7%
建築	30.0%	68.7%	71.4%
上水道	81.8%	58.3%	65.4%
年度計	45.0%	50.0%	55.0%

条件付一般競争入札（最低制限価格制度採用）が損益率の低くなりやすい入札制度である。

各年度別に損益率の最も低い入札制度を表 2 に示した。条件付一般競争入札（最低制限価格制度採用）が損益率の低くなりやすい入札制度であることが確認できた。

表 2 年度別の損益率の最も低い入札制度

	損益率	入札制度
平成16年度	-2.8%	指名競争入札
平成17年度	-11.8%	条件付一般競争入札 (最低制限価格制度採用)
平成18年度	-8.5%	条件付一般競争入札 (最低制限価格制度採用)

最低制限価格率と実行金額率の格差は 20%もある。

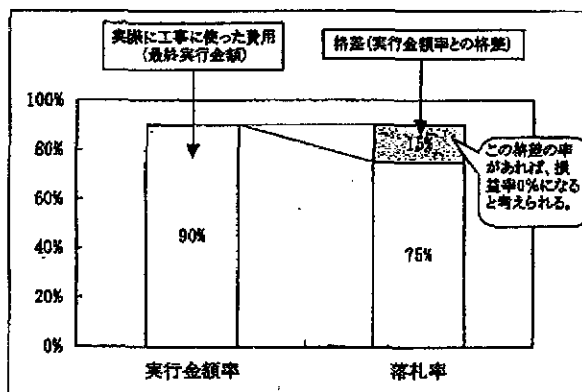
実行金額率と落札率の格差が無ければ損益率はゼロで、理論上であるが実行金額率が採算割れしないラインとなる。(図 3) 実行金額率と最低制限価格率との格差をみると、平成 16 年度計 20.5%、平成 17 年度計 20.6%、平成 18 年度計 19.2%であり格差が大きいことがわかる。

また、平成 18 年度の最低制限価格率と落札率は平成 16 年度に比べ共に減少している。各年度計で比較すると、平成 18 年度計の最低制限価格率は 72.3%で平成 16 年度計より 2.8%下落した。平成 18 年度計の落札率は 86.1%で平成 16 年度計より 7.4%下落した。平成 18 年度計の実行金額率は 91.6%で平成 16 年度計より 4%下落した。(表 3)

表 3 最低制限価格率と落札率

年度	工事種類	最低制限価格対象の工事のみ			実行金額率と最低制限価格率との格差 b-a
		最低制限価格率 (平均) a	落札率 (平均)	実行金額率 (平均) b	
平成 16 年度	土木	75.3%	92.6%	92.6%	17.3%
	ほ装	75.1%	95.0%	95.3%	20.2%
	建築	84.9%	84.9%	88.2%	3.3%
	上水道	70.0%	90.1%	111.1%	41.1%
	年度計	75.1%	93.6%	95.6%	20.5%
平成 17 年度	土木	72.0%	86.8%	101.4%	29.4%
	ほ装	72.6%	90.9%	88.2%	15.7%
	建築	83.5%	93.1%	97.3%	13.8%
	上水道	70.0%	96.9%	110.3%	40.3%
	年度計	72.7%	89.7%	93.3%	20.6%
平成 18 年度	土木	71.3%	84.9%	87.6%	16.2%
	ほ装	71.3%	84.9%	92.0%	20.7%
	建築	84.3%	94.7%	99.9%	15.6%
	上水道	72.0%	90.3%	99.9%	27.8%
	年度計	72.3%	86.1%	91.6%	19.2%

図 3 実行金額率の考え方



最低制限価格率の算出式

$$\text{最低制限価格率(\%)} = \frac{\text{最低制限価格}}{\text{予定価格}}$$

実行金額率の算出式

$$\text{実行金額率(\%)} = \frac{\text{最終実行金額}}{\text{最終設計金額(推計)}}$$

最終設計金額(推計)の算出式

$$\text{最終設計金額(推計)} = \frac{\text{最終契約金額}}{\text{落札率}}$$

実行金額率の観点から、落札率に平成16年度1.9ポイント、平成17年度3.1ポイント、平成18年度4.8ポイント高ければ損益率0%になる。

従って、格差の分だけ落札率が低すぎることが言える。その格差は平均で平成16年度1.8%、平成17年度3.0%、平成18年度4.8%と年々拡大している。

また、平成18年度について工種別に見ると、最も格差が大きいのは「ほ装」6.8%次が、「建築」5.5%、「上水道」の4.8%、「土木」の2.1%となっている。(表4)

表4 年度別・工事種類別 実行金額率と落札率(有効データ)

年度	工事種類	実行金額率 (平均) a	落札率 (平均) b	格差 a-b
平成16年度	土木	90.2%	90.0%	0.2%
	ほ装	94.2%	93.9%	0.3%
	建築	86.7%	85.1%	1.6%
	上水道	100.7%	86.0%	14.7%
	計	93.0%	91.1%	1.9%
平成17年度	土木	93.3%	86.1%	7.2%
	ほ装	87.8%	90.8%	-3.0%
	建築	96.6%	92.1%	4.5%
	上水道	101.6%	94.1%	7.5%
	計	92.3%	89.2%	3.1%
平成18年度	土木	88.0%	85.9%	2.1%
	ほ装	90.4%	83.6%	6.8%
	建築	98.5%	93.0%	5.5%
	上水道	95.4%	90.6%	4.8%
	計	91.7%	86.9%	4.8%